

UAE 新経済実体規則
(New Economic Substance Regulation) に係る
報告ガイドラインの改定

(2020年12月)

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

ドバイ事務所

ビジネス展開支援課

本レポートの利用についての注意・免責事項

本レポートは、現地法律事務所 Amereller が 2020 年 12 月に作成し公開した英文レポートについて、日本語に仮訳したものを、許可を得た上でジェトロの HP に掲載したものです。その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成元の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本レポートはあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本レポートにてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Amereller は、本レポートの記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Amereller が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本レポートに係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開・人材支援部

ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所

E-mail：info_dubai@jetro.go.jp



本レポート作成元：

Amereller Legal Consultants

One at Business Bay, 14th Floor, P.O. Box

97706, Business Bay, Dubai, UAE

Tel: +971 4 332 9686

HP: <https://amereller.com/office/dubai>



UAE 新経済実体規則 (New Economic Substance Regulation)

に係る報告ガイドラインの改定

経済実体規則が改定され、2020年12月31日を期限に、企業は、財務省のポータルサイトを通じて経済実体届出書および報告書を提出することが必要となった。

背景

アラブ首長国連邦（以下、UAE）は、2017年12月に欧州連合（EU）の租税回避地に係るブラックリストに掲載されたことへの対応として、「経済実体に関する2019年閣議決定第31号」を可決、UAE財務省は、経済実体規則のさらなる指針として、2019年閣議決定第215号を発表した。

当該規則の目的は、UAEの事業体に対し「経済実体」の最低水準を規定することであった。経済実体規則は、特定活動（「Relevant Activities」）を行うUAE本土およびフリーゾーンの企業に対して、一定の基準を満たすことで、重要な経済実体が存在していることを実証することを求めている。

すべてのUAE企業は、「特定活動」を行なっているか否を明確にするために経済実体届出書の提出が必要となり、また、特定活動を行う企業については、会計年度経過後12カ月以内に年次報告書の提出が必要となる。

さらに2020年初頭には、UAE内閣は2020年閣議決定第57号を発行し、UAE財務省は従来の経済実体規則に代わる2020年閣議決定第100号（以下、「新規則」という）を発行、本レポートでは新規則の主な変更点について紹介する。

ライセンシーの新定義

新規則では、「ライセンシー」について、「特定活動」を行うすべての法人（UAE内外で設立された法人）またはパートナーシップと定義された。これにより、個人、個人事業主、信託、財団については新規則の対象外となった。

免除事項

新規則のもとでは、以下のライセンシーについては、経済実体に関する義務を免除される。

- 投資ファンド、
- 税務上の居住地がUAE国外にある企業、
- UAE居住者が完全に所有し、多国籍企業グループに属さず、UAE国内でのみ事業を行う企業、
- すべての関連所得が外国の法域において課税対象となる外国企業の支店、および

- 財務省の決定で、「ライセンシー免除」が認められたライセンシー

なお、免除された企業は、免除の対象であることを経済実体届出書にて証明しなければならない。

特定活動ガイドラインの更新

財務省のウェブサイトでは、特定活動に関する最新のガイドラインが掲載されている。

<https://www.mof.gov.ae/en/strategicpartnerships/pages/esr.aspx>.

今回の更新では、「流通・サービスセンター(“Distribution and Service Centre”)」の事業活動に関する指針がより明確になっている。流通・サービスセンター事業に関する経済実体要件は、流通・サービスセンターの運営を主な活動とする UAE の事業体が対象とされている。

- UAE 企業が流通事業に従事しているとみなされるのは、以下の場合である。
 - 「外国関係者」から商品を購入; および
 - それらの商品を配布 (distribute) する場合
- UAE 企業が、サービスセンター事業に従事しているとみなされるのは、外国関係者にサービスを提供している場合とされている。外国関係者とは、同じ企業グループに属しているが、税法上 UAE の居住者ではない事業体を指す。

上記により、第三者から商品を購入するだけの UAE 事業体や、第三者にサービスを提供するだけの UAE 事業体は、(流通・サービスセンター事業における) 新規則の対象外となる。

届出書の提出ガイドライン

新規則は、すべての経済実体届出書や報告書について、財務省のポータルサイトを通じて、電子的に提出されることを義務付けている。

より重要な点として、財務省ポータルサイトの開設以前に UAE の規制当局に届出を提出した企業は、2020 年 12 月 31 日までにポータルサイトを通じて届出を再提出しなければならないとされている。

その他の変更点

新規則では、政府機関は経済実体要件から免除されなくなると規定している。また、新規則では、親会社が UAE 企業の支店については、経済実体届出書を個別に提出する必要がなくなり、親会社からの提出で十分とされている。

また、UAE 連邦国税庁が、コンプライアンスの監視と行政処分を課すための規制機関として任命されることになった。

まとめ

オンラインのポータルサイトは、本レポートが執筆された 2020 年 12 月初めの時点では利用不可であったが、経済実体届出書の提出期限は 2020 年 12 月 31 日であり、企業はそれまでに上記の財務省のウェブサイトに提出しなければならない。

なお、コンプライアンス違反に対する罰金は増額され、現在は 2 万 AED (UAE ディルハム) から 5 万 AED までとなっている。従って、企業は早急に、新規則における自社の状況を再評価することが推奨される。

また、届出・報告書の提出要件や提出期限が記載された雛形は、前述の財務省のウェブサイトに掲載されているので参考にされたい。